

記者会見資料

令和8年2月19日（木）
問合せ先 総務課総務室政策法務班
※なお、議案の詳細は、担当課室等に問い合わせをお願いいたします。（別紙参照）
連絡先 0479-24-8190

令和8年3月市議会定例会提案予定議案（要旨）

令和8年2月19日現在

議案第1号 令和7年度銚子市一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ6億4,553万円増額し、総額を409億6,955万円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

1番	物価高騰対策支援経費（公共交通分）	2,714万円
10番	銚子電気鉄道応援基金管理経費	6,300万円
23番	子ども未来基金管理経費	9,700万円
32番	がんばれ銚子ふるさと応援基金管理経費	3億4,000万円
33番	ふるさと納税関係経費	2億9,665万円
11番	銚子電気鉄道運行維持対策経費（物価高騰分）	8,400万円

議案第2号 令和7年度銚子市水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収入及び支出の補正

○収益的収入を7,100万円増額し、23億9,900万円とする。

収益的支出を6,000万円増額し、22億9,200万円とする。

(1) 水道事業収益

・営業外収益（他会計補助金） 7,100万円

(2) 水道事業費用

・営業費用（原水及び浄水費） 3,976万円

・営業費用（配水及び給水費） 2,024万円

資本的収入及び支出の補正

○資本的収入を4億561万円減額し、3億8,680万円に、
資本的支出を6億5,240万円減額し、10億7,160万円とする。

(1) 資本的収入

・企業債 ▲2億6,000万円

・出資金（一般会計出資金） ▲1億4,561万円

(2) 資本的支出

- ・建設改良費（構築物費・配水施設整備事業） ▲6億5,240万円

他会計からの補助金の補正

○5,576万円から1億2,676万円へ補正（7,100万円の増）

議案第3号 令和7年度銚子市病院事業会計補正予算（第2号）

収益的収入及び支出の補正

○収益的収入及び支出をそれぞれ2,000万円増額し、9億5,900万円とする。

(1) 病院事業収益

- ・医業外収益（他会計補助金・一般会計補助金） 2,000万円

(2) 病院事業費用

- ・医業費用（経費・交付金等） 2,000万円

他会計からの補助金の補正

○9億1,965万円から9億3,965万円へ補正（2,000万円の増）

議案第4号 令和7年度銚子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ1億32万円増額し、総額を72億7,224万円とする。

○歳入歳出予算の内容

- (1) 一般管理費（事務経費の不用見込額の減） ▲2,818万円
- (2) 一般被保険者療養給付費 1億2,850万円

議案第5号 令和7年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ1億468万円増額し、総額を69億3,023万円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

- (1) 地域密着型介護サービス給付費 3,142万円
- (2) 施設介護サービス給付費 7,326万円

議案第6号 令和7年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ6,134万円増額し、総額を10億9,490万円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

- 後期高齢者医療広域連合納付金（保険料負担金（普通徴収）） 6,134万円

議案第7号 令和8年度銚子市一般会計予算

歳入歳出予算

○歳入歳出予算の内容

- (1) 令和8年度予算 380億5,000万円
- ※令和7年度予算 309億 400万円
- (2) 対前年度比 71億4,600万円増(23.1%増)

議案第8号 令和8年度銚子市水道事業会計予算

収益的収支及び資本的収支

○収益的収入及び支出

- (1) 収 入 24億1,800万円
- (2) 支 出 23億4,400万円

○資本的収入及び支出

- (1) 収 入 9億1,940万円
- (2) 支 出 18億9,800万円

○予算額(収益的支出と資本的支出を合計した額)

- (1) 令和8年度予算 42億4,200万円
- ※令和7年度予算 39億5,600万円
- (2) 対前年度比 2億8,600万円増(7.2%増)

議案第9号 令和8年度銚子市病院事業会計予算

収益的収支及び資本的収支

○収益的収入及び支出

- (1) 収 入 9億5,500万円
- (2) 支 出 9億5,500万円

○資本的収入及び支出

- (1) 収 入 2億3,086万円
- (2) 支 出 4億3,700万円

○予算額(収益的支出と資本的支出を合計した額)

- (1) 令和8年度予算 13億9,200万円
- ※令和7年度予算 11億3,500万円
- (2) 対前年度比 2億5,700万円増(22.6%増)

議案第10号 令和8年度銚子市下水道事業会計予算

収益的収支及び資本的収支

○収益的収入及び支出

- (1) 収 入 15億6,000万円
- (2) 支 出 15億4,500万円

○資本的収入及び支出

- (1) 収 入 13億9,895万円
- (2) 支 出 20億1,100万円

○予算額（収益的支出と資本的支出を合計した額）

- (1) 令和8年度予算 35億5,600万円
- ※令和7年度予算 30億2,000万円
- (2) 対前年度比 5億3,600万円増（17.7%増）

議案第11号 令和8年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算

○歳入歳出予算の内容

- (1) 令和8年度予算 74億2,200万円
- ※令和7年度予算 70億7,600万円
- (2) 対前年度比 3億4,600万円増（4.9%増）

議案第12号 令和8年度銚子市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算

○歳入歳出予算の内容

- (1) 令和8年度予算 69億1,400万円
- ※令和7年度予算 67億5,400万円
- (2) 対前年度比 1億6,000万円増（2.4%増）

議案第13号 令和8年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算

○歳入歳出予算の内容

- (1) 令和8年度予算 12億7,400万円
- ※令和7年度予算 10億3,200万円
- (2) 対前年度比 2億4,200万円増（23.4%増）

議案第14号 銚子市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め ることについて

銚子市固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするため、議会の同意を求めるもの

○任期満了者 溝口光男、堺屋綾子（令和8年3月31日満了）

議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦しようとするため、議会の意見を求めるもの

○任期満了者 大川名保子、鶴月恵理子、澤田恵一（令和8年6月30日満了）

議案第16号 銚子市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から交付する証明書の手数料について、住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付する際の手数料を引き下げるとともに、所得証明書、所得課税証明書及び非課税証明書を交付する際の手数料を新たに定めるため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 多機能端末機から交付する証明書に係る手数料の引き下げ

住民票の写し及び印鑑登録証明 300円 ⇒ 200円

(2) 多機能端末機から交付する証明書の追加

所得証明書、所得課税証明書及び非課税証明書（200円）

○施行期日 一部の規定を除き、令和8年4月1日

議案第17号 銚子市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

公共施設などの再編整備と未利用財産の利活用を進めるため新たな課を設置するほか、現行の企画課及び財政課が所掌する事務を明確にするため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 資産経営課の新設

(2) 企画課（洋上風力推進室）及び財政課（管財室）の所掌事務の明確化

○施行期日 令和8年4月1日

議案第18号 銚子市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

老朽化など課題を抱えた市庁舎などの公用・公共施設の現状を踏まえ、整備の優先順位や整備方針、整備手法等を示す公共施設整備基本構想の検討を行うため附属機関を設置するほか、既存の附属機関の担当事務の整備をするため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 銚子市庁舎等公共施設整備基本構想検討委員会の設置

(2) 銚子市病院事業運営協議会に係る担当事務の整備

○施行期日 令和8年4月1日

議案第19号 銚子市青年館条例の一部を改正する条例制定について

銚子市余山町青年館及び銚子市三宅町青年館を廃館するため、条例を改正しようとするもの

○改正の概要

銚子市余山町青年館及び銚子市三宅町青年館の廃館による改正

○施行期日 公布の日

議案第20号 銚子市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法において、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達がデジタル化されたことから、銚子市行政手続条例においても同様の対応をするため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

聴聞等の通知に係る公示送達について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くほか、事務所の掲示場に掲示し、又は事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

○施行期日 令和8年5月21日

議案第21号 銚子市職員の給与に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに地域手当の改定を行い、また、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定に準じ通勤手当の改定を行うため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 期末手当・勤勉手当の支給月数

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員

			6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	7年度	期末手当	1.250月分	1.275月分	2.525月分	4.65月分
		勤勉手当	1.050月分	1.075月分	2.125月分	
改 定 後	8年度 以降	期末手当	<u>1.2625月分</u>	<u>1.2625月分</u>	2.525月分	4.65月分 (±0月)
		勤勉手当	<u>1.0625月分</u>	<u>1.0625月分</u>	2.125月分	

イ 定年前再任用短時間勤務職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	7年度 期末手当	0.700 月分	0.725 月分	1.425 月分	2.45 月分
	勤勉手当	0.500 月分	0.525 月分	1.025 月分	
改 定 後	8年度 期末手当	<u>0.7125 月分</u>	<u>0.7125 月分</u>	1.425 月分	2.45 月分 (±0月)
	以降 勤勉手当	<u>0.5125 月分</u>	<u>0.5125 月分</u>	1.025 月分	

ウ 特定任期付職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	7年度 期末手当	0.950 月分	0.975 月分	1.925 月分	3.70 月分
	勤勉手当	0.875 月分	0.900 月分	1.775 月分	
改 定 後	8年度 期末手当	<u>0.9625 月分</u>	<u>0.9625 月分</u>	1.925 月分	3.70 月分 (+0月)
	以降 勤勉手当	<u>0.8875 月分</u>	<u>0.8875 月分</u>	1.775 月分	

(2) 地域手当（支給割合）の改定 2% ⇒ 4%

(3) 通勤手当の改定

ア 交通用具の種別に基づく職員の区分を廃止し、交通用具使用者に対する通勤手当の額を、67,200円を超えない範囲内で交通用具の使用距離の区分に応じて規則で定める額とする。

イ 一月当たり5,000円を上限として、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

ウ 一月当たりの交通機関に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。

○施行期日 令和8年4月1日

議案第22号 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について

国の特別職の職員の期末手当に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合について改定をしようとするもの

○改正の概要

期末手当の支給月数

		6月支給分	12月支給分	計
現 行	期末手当	1.725月分	1.725月分	3.45月分
改 定 後	7年度 期末手当	1.725月分	<u>1.775月分</u>	<u>3.50月分</u> (+0.05月)
	8年度 以降 期末手当	<u>1.750月分</u>	<u>1.750月分</u>	<u>3.50月分</u> (+0.05月)

○施行期日 一部の規定を除き、公布の日

議案第23号 銚子市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等が行われたことを踏まえ、経済社会情勢の変化への対応等を図るため、国家公務員に対して支給される旅費に準じ、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 旅費種目の新設

- ア 包括宿泊費 移動と宿泊が一体となった旅行に要する費用を実費により支給
- イ 宿泊手当 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を定額により支給
- ウ その他の交通費 鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用を実費により支給

(2) 支給方式等の変更

- ア 宿泊費 1夜につき定額を支給 ⇒ 実費により支給
- イ 転居費 路程に応じた定額を支給 ⇒ 実費により支給
- ウ 家族移転費 扶養親族の移転につき支給 ⇒ 同居する家族の移転につき支給

(3) 旅費種目等の廃止

- ア 日当 原則、目的地までの旅費を実費により支給するため廃止
- イ 食卓料 食費は宿泊手当により措置するため廃止
- ウ 研修旅費 原則、宿泊費を実費により支給するため廃止

○施行期日 令和8年4月1日

議案第24号 銚子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

国家公務員の年次休暇について、個人の事情に配慮した働き方を推進し、柔軟な働き方を可

能とするため、全ての職員を対象として、年次休暇の最小取得単位を15分とする制度改正が行われたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずるため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

年次休暇の取得単位に15分を追加する。

○施行期日 令和8年4月1日

議案第25号 銚子市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

国の特別職の職員の期末手当に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について改定をしようとするもの

○改正の概要

期末手当の支給月数

		6月支給分	12月支給分	計
現 行	期末手当	1.725月分	1.725月分	3.45月分
改 定 後	7年度 期末手当	1.725月分	<u>1.775月分</u>	<u>3.50月分</u> (+0.05月)
	8年度 以降 期末手当	<u>1.750月分</u>	<u>1.750月分</u>	<u>3.50月分</u> (+0.05月)

○施行期日 一部の規定を除き、公布の日

議案第26号 銚子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに地域手当の改定を行うため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 期末手当・勤勉手当の支給月数

			6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	7年度	期末手当	1.250月分	1.275月分	2.525月分	4.65月分
		勤勉手当	1.050月分	1.075月分	2.125月分	
改 定 後	8年度 以降	期末手当	<u>1.2625月分</u>	<u>1.2625月分</u>	2.525月分	4.65月分 (±0月)
		勤勉手当	<u>1.0625月分</u>	<u>1.0625月分</u>	2.125月分	

(2) 地域手当（支給割合）の改定 2% ⇒ 4%

○施行期日 令和8年4月1日

議案第27号 銚子市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

子ども・子育て支援法等の改正により、令和8年度から全ての医療保険者が被保険者から医療保険の保険料と併せて支援金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されるほか、国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険料の賦課限度額及び保険料の軽減判定所得が引き上げられたことから、条例においても同様の措置を講ずるため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の新設

ア 所得割 100分の0.27

イ 均等割 1,600円

ウ 18歳以上均等割 100円

(2) 基礎賦課限度額の引き上げ 66万円 ⇒ 67万円

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額の新設（3万円）

(4) 保険料の軽減措置に係る所得判定基準の見直し

ア 5割減額の対象世帯

被保険者数等の数に乗ずる金額の引き上げ 30万5千円 ⇒ 31万円

イ 2割軽減の対象世帯

被保険者数等の数に乗ずる金額の引き上げ 56万円 ⇒ 57万円

○施行期日 令和8年4月1日

議案第28号 銚子市議会議員及び銚子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

公職選挙法施行令の一部が改正され、公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に要する経費について銚子市議会議員及び銚子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例においても同様の措置を講ずるため、所要の改正をし

ようとするもの

○改正の概要

(1) 選挙運動用ビラの作成の公営

印刷単価（1枚当たり） 7円73銭 ⇒ 8円38銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営

印刷単価（1枚当たり） 541円31銭 ⇒ 586円88銭

○施行期日 公布の日

議案第29号 銚子市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定 について

修学資金について、国及び地方公共団体並びに市長が特に認める団体が行う貸付金との重複を可能とし、看護師等養成施設への修学を容易にすることにより市内における看護師又は准看護師の確保を図るため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

修学資金と国等が行う貸付金との重複を禁止する規定を改める。

○施行期日 令和8年4月1日

議案第30号 銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例制定について

千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定に準じ、銚子市立高等学校教育職員の通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の改正を行うほか、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 通勤手当の改定

ア 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、67,200円を超えない範囲内で交通用具の使用距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額とする。

イ 一月当たり5,000円を上限として、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

ウ 一月当たりの交通機関に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。

(2) 宿日直手当の改定 1回につき4,400円 ⇒ 1回につき4,700円

※ 宿直勤務が教育委員会の定める日に退庁時から引き続いて行われる場合

1回につき6,600円 ⇒ 1回につき7,050円

(3) 期末手当・勤勉手当の支給月数

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	7年度 期末手当	1.250 月分	1.275 月分	2.525 月分	4.65 月分
	勤勉手当	1.050 月分	1.075 月分	2.125 月分	
改 定 後	8年度 期末手当	<u>1.2625 月分</u>	<u>1.2625 月分</u>	2.525 月分	4.65 月分 (±0月)
	以降 勤勉手当	<u>1.0625 月分</u>	<u>1.0625 月分</u>	2.125 月分	

イ 定年前再任用短時間勤務職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	7年度 期末手当	0.700 月分	0.725 月分	1.425 月分	2.45 月分
	勤勉手当	0.500 月分	0.525 月分	1.025 月分	
改 定 後	8年度 期末手当	<u>0.7125 月分</u>	<u>0.7125 月分</u>	1.425 月分	2.45 月分 (±0月)
	以降 勤勉手当	<u>0.5125 月分</u>	<u>0.5125 月分</u>	1.025 月分	

ウ 特定任期付職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	7年度 期末手当	0.950 月分	0.975 月分	1.925 月分	3.70 月分
	勤勉手当	0.875 月分	0.900 月分	1.775 月分	
改 定 後	8年度 期末手当	<u>0.9625 月分</u>	<u>0.9625 月分</u>	1.925 月分	3.70 月分 (+0月)
	以降 勤勉手当	<u>0.8875 月分</u>	<u>0.8875 月分</u>	1.775 月分	

○施行期日 一部の規定を除き、令和8年4月1日

議案第31号 がんばれ銚子ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例制定について

ふるさと納税の寄附金を財源として推進するふるさと銚子ひと・まちづくり推進事業について、その概要に公共施設等の整備を新たに追加するため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

第2条の表ふるさと銚子ひと・まちづくり推進事業の項概要の欄に公共施設等の整備を追加する。

○施行期日 令和8年4月1日

議案第32号 銚子市火入れ条例の一部を改正する条例制定について

銚子市火災予防条例の改正に伴い、林野火災に関する注意報が新設されたことから、銚子市火入れ条例の一部を改正しようとするもの

○改正の概要

火入れの中止の要件に、林野火災に関する注意報が発令された場合を追加するほか、規定の整備を行う。

○施行期日 公布の日

議案第33号 銚子市水道事業条例の一部を改正する条例制定について

令和6年能登半島地震において、指定給水装置工事事業者が不足したことにより、個人が管理する給水装置の復旧が遅れ、水道の使用を再開できない状況が長期化したことから、災害等において管理者が認めるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者の指定を受けた指定給水装置工事事業者であっても、給水装置の修繕等の工事を行うことができるよう、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

災害等の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者の指定を受けた指定給水工事事業者が給水装置工事を行うことができるよう規定を改める。

○施行期日 公布の日

議案第34号 銚子市下水道条例の一部を改正する条例制定について

令和6年に発生した能登半島地震において、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって排水設備等の復旧が遅れることとなったことから、災害その他の非常の場合において、管理者が必要であると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができるよう、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

災害等の場合において、他の市町村長から指定を受けた指定下水道工事店が排水設備等の工事を行うことができるよう規定を改める。

○施行期日 公布の日

議案第35号 財産の取得について

近年の記録的な猛暑を受け、小中学校屋内運動場内での熱中症を予防し、児童生徒及び避難所開設時の避難者の環境の改善を図るため、空調設備設置工事を行わない小中学校屋内運動場に移動式エアコンを設置する必要があることから、財産の取得をしようとするもの

○議案の概要

- (1) 取得財産 移動式エアコン 34台
- (2) 取得金額 52,800,000円

- (3) 取得の相手方 千葉市若葉区貝塚町2034番地の1
 豊株式会社 千葉支店
 支店長 齊 藤 剛

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度銚子市一般会計補正予算（第6号））

令和8年2月8日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う所要の予算措置について、専決処分をしたので、これを議会に報告し、その承認を求めようとするもの

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ2,600万円増額し、総額を403億2,403万円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 2,600万円

○専決処分日 令和8年1月23日

以 上